

ケアホームにおいて、ホームヘルプを外部委託する場合 における生活支援員の算定方法について

指定申請について

- ケアホーム事業者が、ホームヘルプを外部委託する予定がある場合、指定申請書に外部委託する旨及び利用予定時間を記入する。

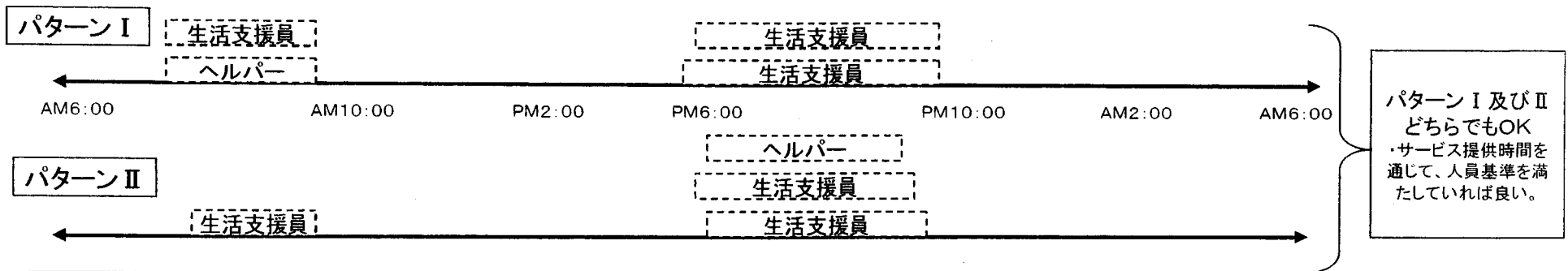
生活支援員の算定方法について

- ホームヘルプを外部委託した時間について、常勤換算方法による生活支援員の算定時間から除く。

(例) 区分5(生活支援員の配置基準4:1)の入居者が8人で、指定基準上、常勤換算方法により、生活支援員を2人以上配置しなければならない場合

⇒ 常勤換算方法による生活支援員2人分の勤務時間:月320時間(週40時間勤務の場合)

- ① ホームヘルプを外部委託した時間が80時間(月あたり)とすると、
- ② 指定基準上、生活支援員の必要な勤務時間は、320時間(常勤職員1人につき月160時間とした場合)－80時間＝240時間
- ③ 生活支援員が240時間勤務した場合、指定基準を満たすこととする。



事業運営について

- 生活支援員の業務を委託により他の事業者に行わせる場合には、サービス管理責任者は、業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録する。

地域移行型ホームの取扱いについて

○ 地域移行型ホームの指定について

- ・ 平成18年10月1日以降、入所施設又は病院の敷地内に存する住居については、グループホーム(地域移行型ホーム)、ケアホーム(地域移行型ホーム)として、敷地外に存するグループホーム又はケアホームとは異なる指定。

○ 利用期間 : 原則として2年間

○ 「敷地」の範囲

単に所有関係で区別するのではなく、入所施設・病院の本体建物と一体的に管理・運営されているかどうかという実態から判断。

○ 地域移行型ホームの最大定員 : 30人

地域移行型ホームの設置は、既存の建物を転用する場合に限ることとし、併せて入所定員数・病床数の定員を減少させる。

○ 「地域活動への参加」

- ・ 反復継続的に、外部の福祉サービス利用や就労、就学等の社会活動参加を確保。
- ・ 外部での活動を確保しつつ、同一敷地内の病院・施設での受診や行事参加等は可能。

○ 運営協議会を設置

- ・利用者、利用者の家族、市町村職員等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、定期的に運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設ける。

○ 地域移行型ホームの参入期間

- ・地域移行型ホームの新規指定の受付期間は、5年間。ただし、受付期間内に参入した地域移行型ホームについては、引き続き運営可能。

○ 敷地内に現存するグループホーム

- ・現に入所施設及び病院の敷地内に存するグループホームについては、経過措置を講ずる。

サービス管理責任者の兼務の取扱いについて

〔省令(案)〕

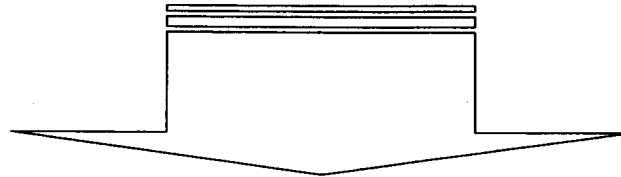
＜3/1のパブリックコメント＞

(1) 員数の算定

- ① 利用者数が60人以下 1人以上
- ② 利用者数が60人超 1人+60を超えて40又はその端数を増すごとに1人増

(2) 配置基準

1人以上は、専任かつ常勤



＜変更案＞

(1) 員数の算定

サービス管理責任者(指定〇〇事業所ごとに、指定〇〇の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。) 指定〇〇事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数

- ① 利用者数が60人以下 1以上
- ② 利用者数が61人以上 利用者数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 配置基準

(1)のサービス管理責任者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、障害者への支援に支障がない場合は、当該指定〇〇事業所の他の職務に従事することができる。

〔解釈通知(案)〕

サービス管理責任者については、個別支援計画の作成、サービスを利用する障害者に対する継続的なサービス管理や評価を行う役割を担う重要な職務である。

このため、これらの業務の客観性を担保する観点から、障害者に直接サービス提供を行う生活支援員などの直接サービス提供職員とサービス管理責任者は異なる者であることが望ましいことから、原則、他の職務を兼務することを禁止するものであるが、指定基準において求める従業者の数を超えて配置している場合には、サービス管理責任者が直接サービス提供職員と兼務することは差し支えないものとする。

なお、事業所の規模(多機能型の場合には合計定員)が20人未満の事業所については、勤務体制の確保を含め事業運営に支障がでる場合があることから、当該規定におけるただし書きにより、当該指定事業所の他の職務に従事することが出来ることとしたものである。

その他、管理者との兼務については、サービス管理責任者としての業務に支障がない場合に可能とするものとする。

複数種類の事業を組み合わせて実施する場合(多機能型)に係る指定の主なポイント

→ 「障害者の雇用・就労促進のための関係行政機関会議(18.04.26)」において提示済
(事業ごとに指定)

事業者の指定は、障害福祉サービス事業の種類ごとに行うことを原則とし、複数の事業を一体的に組み合わせて行う場合(多機能型)であっても、事業者の指定は、事業の種類ごとに行う。

→ このため、事業の追加については、事業の変更ではなく、当該事業の追加指定が必要

(多機能型の対象事業)

(1) 指定障害福祉サービス事業者の場合

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援による組み合わせを対象

(2) 指定障害者支援施設の場合

施設入所支援を除く施設障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援)による組み合わせを対象※

※ 特定旧法受給者については、就労継続支援も対象となる。

(一体的な運営の判断基準)

同一の管理者が事業所の管理を行うことその他、事業所の管理運営の方法が次のとおり。

- ① 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的であること
- ② 事務所間で相互支援の体制があること
- ③ 事業の目的や運営方針、営業日・営業時間、利用料等の運営規程が一本化されていること
- ④ 職員の勤務体制、勤務内容等の管理方法が一元的であること
- ⑤ 人事、給与・福利厚生、勤務条件等に関する職員の管理方法が一元的であること
- ⑥ 事務所間の会計管理が一本化されていること

(報酬算定時において適用する定員規模)

多機能型として複数種類の事業を行う事業所に適用する報酬単価については、実施する複数種類の事業の合計の利用定員〔規模〕とすること。

→ 今回の指定基準(案)の提示にあわせて初公開

(多機能型として満たすべき指定基準〔案〕)

(1) 利用定員(規模)に関する特例

〔要件1〕 実施する複数種類の事業の利用定員〔規模〕の合計が20人以上であること。

※ 過疎、離島地域等において、将来的にも利用者を確保することが困難な場合には、都道府県知事の判断により、合計の数を10人以上とすることが可能。

〔要件2〕 実施する複数種類の事業ごとに定める利用定員〔最小利用定員〕以上であること。

※ 生活介護及び自立訓練並びに就労移行支援についてはそれぞれ6人以上、就労継続支援については、10以上

(2) 従業者の員数等に関する特例

① 直接サービスを提供する従業者

多機能型として実施する事業の利用者の数の合計が20人未満である場合に限り、実施する事業の種類ごとに、利用者の数に応じて配置すべき従業者に係る常勤の規定は課さず、多機能型としての事業所に従事する従業者のうち一人以上を常勤とすることで、その他の従業者については兼務することが可能とすること。

② サービス管理責任者

多機能型としての事業所全体で、実施する事業の利用者の数の合計に応じて配置

一 利用者の数の合計が60人以下 1人以上

二 利用者の数の合計が61人以上 1人+60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えた数以上

(3) 設備の特例

サービス提供に支障のない範囲内において兼用することが可能とすること。

同一の場所で複数種類の事業を実施する場合の取扱い

○ 同一の場所で複数の種類の事業を実施する場合は、一体的な運営が可能であることから、原則、多機能型と同様に取り扱う。

(1)要件

- ① 人員配置・・・サービス管理責任者は、事業の種類にかかわらず兼務が可能。
- ② 設備・・・事業ごとに求められる設備については、サービス提供に支障のない範囲で兼用が可能。

(2)報酬算定時の定員規模の取扱い

- ・ 複数種類の事業を合わせた総定員により報酬単価を算定。

○ ただし、現に複数の指定施設を同一敷地内に実施している場合については、新体系への移行後も、それぞれの施設ごとに運営が完全に独立しているときは、経過措置として、それぞれ独立した指定として取り扱う。

- ・ 判断基準・・・日中・夜間を通じ、サービス提供が完全に独立し、管理者も相互に異なる。なお、現に食堂等の設備を複数施設が共有している場合は、その範囲で、引き続き設備の兼用が可能。

【参考】障害者の雇用・就労促進のための関係行政機関会議(18.04.26)

2. 事業者指定の取扱いについて

〈複数の事務所を一体的に管理運営する場合〉

○ 事業者の指定は、障害福祉サービス事業を行う事業所ごとに行うことを原則とするが、中心となる本体施設とは別の場所でサービス提供を行い、一体的な管理運営を行う場合の取扱いは、以下のとおり。

1. 基本的考え方

事業者の指定は事業所ごとに行うが、サービスの提供が複数の場所(事務所)において実施されており、事業の管理運営やサービス提供に関する指導・監督などが一体的に行われていると見なせるケースについては、次の判断基準により、従たる事務所を含め、一つの指定事業所として特例的に取り扱う。

2. 判断基準

(1) 事業運営

同一の管理者が事業所の管理を行うこと、サービス管理責任者を総利用者数に応じて配置すること(※)の他、事業所の管理運営の方法が次のとおり。

- ① 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的であること
- ② 事務所間で相互支援の体制があること
- ③ 事業の目的や運営方針、営業日・営業時間、利用料等の運営規程が一本化されていること
- ④ 職員の勤務体制、勤務内容等の管理方法が一元的であること
- ⑤ 人事、給与・福利厚生、勤務条件等に関する職員の管理方法が一元的であること
- ⑥ 事務所間の会計管理が一本化されていること

※ サービス管理責任者の配置…生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援：利用者60人以下で1人
児童デイサービス：規模にかかわらず1人

(2) 地域的範囲

地域的範囲の目安として、主たる事務所と従たる事務所は、同一の日常生活圏域にあって、緊急時にサービス管理責任者が適切に対応できるような距離にあることとする(運用上、主たる事務所と従たる事務所の間は、原則として、概ね30分以内で移動可能な範囲とする)。

3. 本特例措置を適用する場合の要件

(1) 人員配置

直接サービス提供職員は、場所(事務所)ごとに、少なくとも専従・常勤職員を1以上配置

(2) 利用者数

主たる事務所及び従たる事務所のそれぞれについて、事業ごとに定める最小利用人員以上

4. 現在の分場の取扱い

既に分場として都道府県知事に届け出ているものについては、

① 事業運営が一体的に行われ(2の(1)の要件を満たしていること。)、

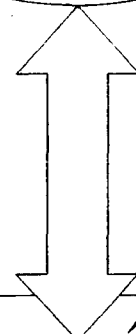
② 当該分場に、少なくとも専従の職員が1人以上配置されている

場合には、経過措置として、2の(2)(地域的範囲の要件)や3の(2)(最小利用人員の要件)を満たしていないものについても、従たる事業所として、主たる事業所と併せて一つの指定事業所として取り扱う。

指定事業を複数の場所において一体的に行う場合（イメージ）

一つの事業所として指定

A事務所
(利用人員6人)



M事務所
(利用人員14人)

判断基準

- ① 管理者が同一、サービス管理責任者を総利用者数に応じて配置
- ② 事業運営が一体
- ③ 従たる事務所が主たる事務所と同一の日常生活圏域にある

判断基準を満たさない場合、一体の指定は不可

B事務所
(利用人員6人)



障害者支援施設の事業者指定のイメージ(案)ー①

旧支援費施設が新体系へ移行する場合

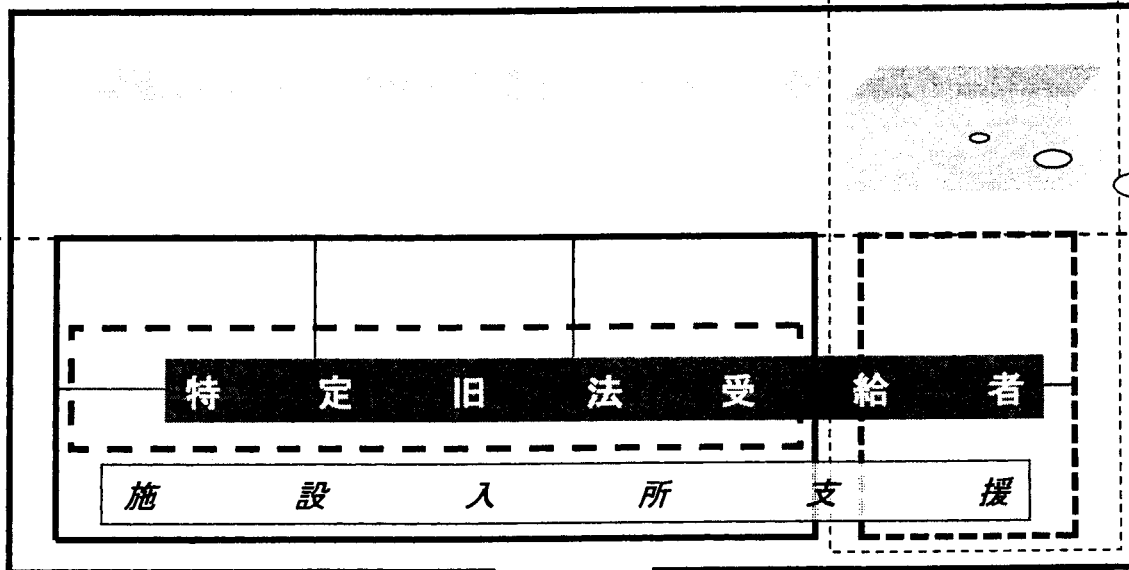
生活介護

自立訓練

就労移行
支援

就労継続
支援 (※)

昼間	通所者
夜間・週末	入所者



通所者の
利用も可

指定障害者支援施設

(ポイント)

- 施設障害福祉サービス(施設入所支援を除く)の種類ごとの規模(利用定員)の合計の数は施設入所支援の規模(利用定員)より大きい場合があり得る。
- 施設障害福祉サービス(施設入所支援を除く)の種類の変更又は定員の増減のうち、
 (申請) ・ 生活介護及び就労継続支援(B型)を追加する場合
 ・ 生活介護又は就労継続支援(B型)若しくは施設入所支援に係るサービスの量を増加する場合
 (届出) ・ 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援(A型)を追加する場合
 ・ 自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A型)に係るサービスの量を増加する場合
 ・ 施設障害福祉サービスを削減する場合
 ・ 施設障害福祉サービスに係るサービス量を減少する場合
- 特定旧法受給者を対象として就労継続支援を行う場合には、当該利用者以外の者(通所者)にサービスを提供する場合であっても、別途指定は不要。ただし、定員については、これらの通所者を含めた数とする。

※ 平成24年4月1日以降については、障害福祉サービス事業(日中活動サービス)として、別途の指定を受けることが必要。

障害者支援施設の事業者指定のイメージ(案)－②

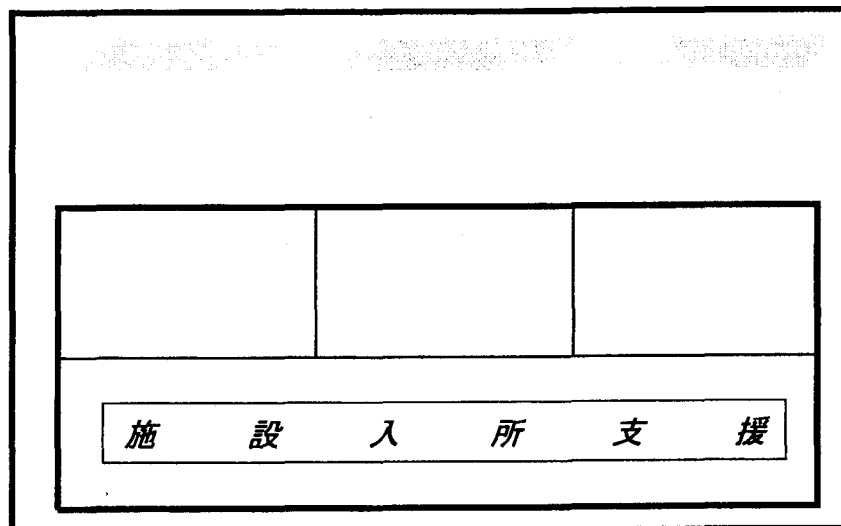
新規に開設する場合

生活介護

自立訓練

就労移行
支援

昼 間	通 所 者
	入 所 者
夜間・ 週末	



指 定 障 害 者 支 援 施 設

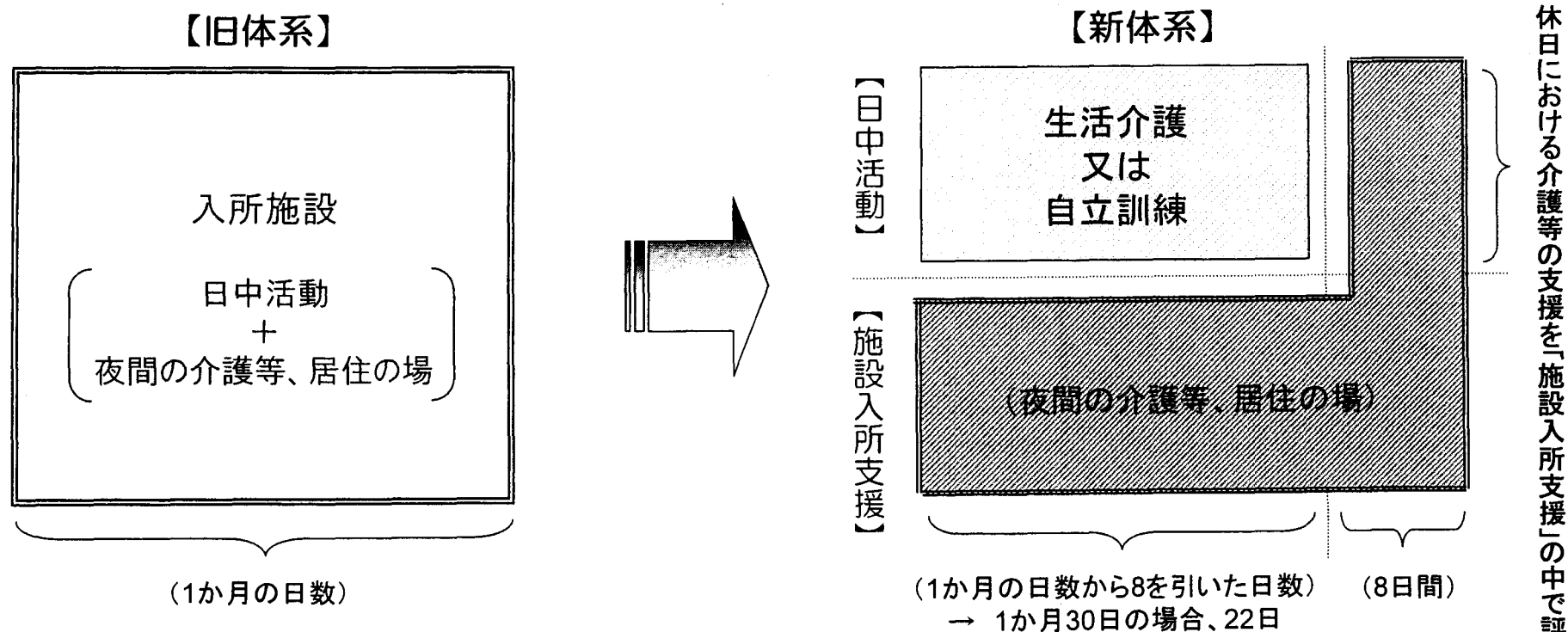
(ポイント)

1. 施設障害福祉サービス(施設入所支援を除く)の種類ごとの規模(利用定員)の合計の数は、施設入所支援の規模(利用定員)より大きい場合があり得る。
2. 施設障害福祉サービスの種類の変更又は定員の増減のうち、
 - (申請) ・ 生活介護を追加する場合
 - ・ 生活介護又は施設入所支援に係るサービスの量を増加する場合
 - (届出) ・ 自立訓練又は就労移行支援を追加する場合
 - ・ 自立訓練又は就労移行支援に係るサービスの量を増加する場合
 - ・ 施設障害福祉サービスを廃止する場合
 - ・ 施設障害福祉サービスに係るサービスの量を減少する場合

日中活動と施設入所支援の報酬の算定について

施設入所支援においては、土日における入所者への支援に要する費用も含めて報酬を設定していることから、日中活動部分については、下記の場合を除き、1か月の日数から8を除いた日数の範囲内で算定が可能な取扱いとする（施設入所支援については最大1か月の日数）。

- 日中、就労移行支援又は就労継続支援を行う場合にあっては、日中活動部分について、3か月の日数から24を除いた日数の範囲内で算定が可能な取扱いとする。（施設入所支援については上記と同様。）

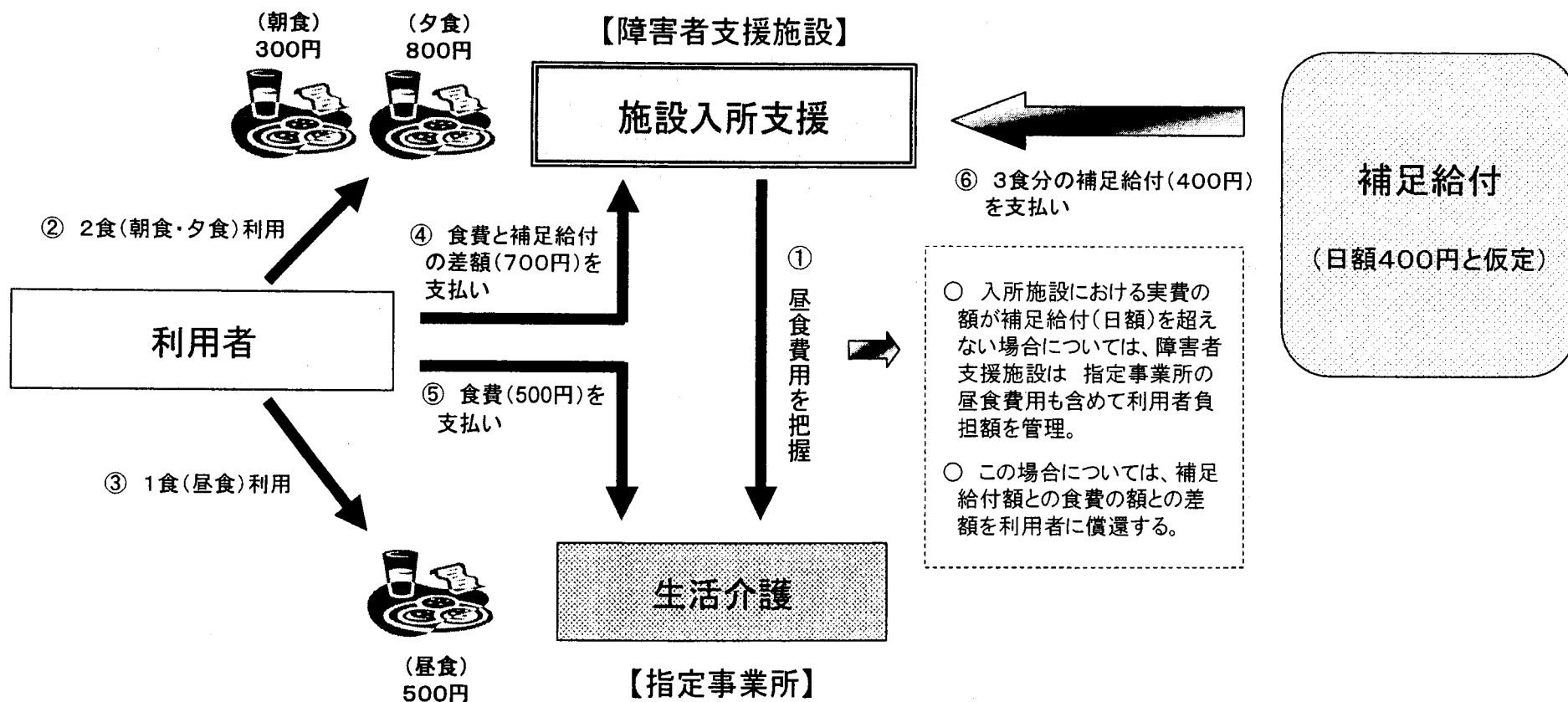


※ 日中活動と居住の場は一体。
(入所施設とは別の日中活動の選択は不可能。)

※ 入所施設から離れて、日中活動の選択が可能に。

外部の日中活動を利用する場合の補足給付の取扱い

- 外部の日中活動を利用する施設入所者の補足給付の取扱いについては、
 - ① 利用者は入所施設に2食分の費用と補足給付の差額を、日中活動事業者へ1食分の費用を支払い、
 - ② 入所施設に対し、3食分の補足給付を行うこととし、入所施設は昼食分も含めて、利用者負担額を管理する仕組みとする。
- 1月(30.4日分)の食費の合計額が5.8万円を超えることとなる場合も可とする。



障害福祉サービス及び障害者支援施設の会計処理上の留意点について

4月に施行された障害福祉サービス事業については、「障害者自立支援法に基づく指定障害者サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」（平成18年3月29日厚生労働省令第58号）第47条等において指定居宅介護事業等ごと、かつ事業所ごとに経理区分を設けるよう定めており、10月施行分についても同様に定めることとする予定であることを申し添える。

なお、社会福祉法人の会計については、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成12年2月17日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長他連名通知）により行われているところであり、定款に記載された社会福祉事業ごとに経理区分を設ける扱いとしているところであるが、障害福祉サービス事業については、指定事業の種類ごとかつ事業所ごとに経理区分を設ける必要がある扱いとする。

・指定障害福祉サービス事業における経理区分記載例

社会福祉法人〇〇〇福祉会

・実施事業 障害者支援施設〇〇園の設置経営

障害福祉サービス事業 居宅介護事業（〇〇居宅介護事業所）
生活介護事業（〇〇生活介護事業所）

（参考）定款上の社会福祉事業の記載例

第1種社会福祉事業

障害者支援施設〇〇園の設置経営

第2種社会福祉事業

障害福祉サービス事業（〇〇園）

例：資金収支予算内訳表（イメージ）

勘定科目	経理区分				
	合計	(例) 本部	居宅介護事業 (〇〇事業所)	生活介護事業 (〇〇事業所)	障害者支援施設 〇〇園
収入	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
支出	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

※事業活動支内訳表も同様に、指定事業の種類ごとかつ事業所ごとに経理区分をわけて記載すること。